備前市への移住・定住をご検討の方

空き家(中古住宅)の取得費用の一部を補助します



本市への移住及び定住を 促進し、地域の活性化を図る ため、平成28年4月1日 から空き家活用促進補助事 業を行っております。この事業 は、本市に定住する目的で空 き家を取得する方へ補助金を 交付するものです。

取得費用の 10% (上限 100 万円)

※空き家購入費及び空き家購入に伴う土地購入費【住宅用地のみ】が補助対象経費となります)

- 1. 対象者(以下の条件をすべて満たすこと)
 - ①平成28年4月1日以降に補助対象経費に係る売買契約を締結している人。
 - ②交付決定通知を受けた日から、10年以上備前市に居住する方。
- 2. 補助要件(以下の条件をすべて満たすこと)
 - ①市税の滞納がないこと。
 - ②法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 3. 補助対象住宅(以下の条件をすべて満たすこと)
 - ①自らが居住する一戸建ての空き家であること。
 - ②併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が居住のために使用できること。
 - ③玄関、台所、便所、浴室及び居室があること。
- ※詳しくは、下記までご連絡ください。

【お申込み・お問合わせ】

備前市役所 総合政策部

企画課 ふるさと創生係

 $\mp 705-8602$

岡山県備前市東片上 126 番地 TEL:0869-64-2225 FAX:0869-64-3845 ※詳細や提出書類につきましては窓口及び 市のホームページに掲載しておりますの でご確認ください。

